

令和2年5月11日

支店・事業所の営業休止及び営業時間の変更について

平素より当組合をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大し、埼玉県が「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、当組合の本店窓口および各支店・営業所において、4月27日（月）より営業時間を変更させていただいております。

また、緊急事態宣言の延長を受け、5月11日（月）より一部の支店及び営業所を休止しております。

ホームページにて随時お知らせしておりますが、再度内容を整理いたしましたので、下記一覧表をご確認いただきますようお願い致します。

組合員および利用者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、営業継続及び感染拡大防止の観点から、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 現在営業を休止している支店及び事業所（5/11～緊急事態宣言解除日まで）

（業務を代行する支店については、4月30日付当JAホームページのお知らせ欄に掲載しております「支店営業の一時休止について」の記事をご覧ください）

大岡支店	唐子支店	高坂支店	嵐山支店	竹沢支店
八和田支店	都幾川支店	三保谷支店	出丸支店	小見野支店
南吉見支店	北吉見支店	西部営農経済センター		

2. 営業時間の変更（4/27～緊急事態宣言解除日まで）

事業所	営業時間
営業継続支店	午前9時～午後3時まで
東部・中部営農経済センター	午前8時30分～午後3時まで
自動車センター	午前8時30分～午後6時まで
セルフ給油所	午前7時～午後8時まで
東松山給油所	午前8時～午後6時まで
ガスセンター	午前8時30分～午後3時まで
直売所	午前9時30分～午後3時まで
A T M	午前8時～午後9時まで